

## 令和5年度 新規入園・転園申込の受付開始について

### ◇受付期間

10月3日(月)から18日(火)まで(8・9・10・16日を除く)

### ◇受付場所・時間

対象施設	受付場所	時間
公立こども園 小規模保育施設	町役場子ども課	<b>通常</b> 9時～18時 <b>15日(土)のみ</b> 9時～14時(役場) 9時～12時(私立園)
私立保育園	町役場子ども課 入園を希望する園	<b>18日(火)【最終受付日】</b> 9時～17時
私立こども園	入園を希望する園	

### ◇注意事項

- \* 希望する園により、申込書の受付場所が異なりますので、十分にご注意ください。
- \* 私立の園については園行事などにより、対応可能な時間が変わることがあります。事前にご確認ください。
- \* 申込書以外にも状況に応じて別途添付書類が必要です。詳しくは申込書類を受け取る際にご確認ください。
- \* 令和5年度より就労証明書の様式が変更となります。旧様式での受付はできませんので、在園児きょうだいなどの新規入園・転園を予定されている場合は、就労証明書様式にご注意ください。
- \* 定員を超えて申し込みがあった場合は、利用調整として入園希望以外の園に変更していただくことがあります。

☎ 子ども課 ☎32-5078

## ～児童手当制度(所得上限限度額による資格消滅)が変わります～

これまで、児童手当の所得制限限度額を超えた人には、特例給付(児童一律5,000円/人)の支給がありました。令和4年6月から児童手当制度の一部改正に伴って、現況届審査後の令和4年10月支給分から、受給者(児童を養育している人)の所得が所得上限限度額を超過する場合、特例給付の対象外となるため支給されません。同時に、受給資格そのものが消滅します。

なお、受給資格消滅の後に所得上限限度額を下回った場合は、改めて受給者からの自己申告による認定請求書の提出が必要です。

子ども課からご案内などを送付することはありませんので、受給資格消滅の通知が届いた人はご注意ください。

扶養親族などの数	所得上限限度額	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	858	1,071
1人	896	1,124
2人	934	1,162
3人	972	1,200
4人	1,010	1,238
5人	1,048	1,276



☎ 子ども課 ☎32-5078